

発行日の変更

感染症対策のため、発行日を変更しました。対策の詳細は1/17臨時号をご覧ください。

次号以降も、発行日などを変更する場合があります。

No.2091

めぐる区報

令和3年(2021年) 1/17 毎月5・15・25日発行



人口と世帯

住民記録者数…… 281,317人 (うち外国人…… 9,195人) 男…… 132,949人 女…… 148,368人 世帯数…… 158,367世帯 3.1.1現在の住民記録による

税金の申告を忘れずに!



①

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。感染拡大防止のため、作成済みの申告書は積極的に郵送で提出をお願いします。確定申告はe-Tax(国税電子申告・納税システム)もご利用できます。詳細はホームページ(コード①)をご覧ください。

申告における感染症対策

- 窓口では、アルコール消毒液の設置、記載台・ボールペンの定期的な消毒などを行っています
●提出場所へ行くときは咳エチケット・手指消毒にご協力をお願いします
★感染症対策のため、事業などを中止する場合があります。詳細はホームページをご覧ください

住民税の申告 区役所

申告期間

2/16(火)~3/15(月)

住民税(特別区民税・都民税)は、前年1~12月の所得と各種控除(配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など)を基に算出します。

提出方法

総合庁舎本館2階税務課(〒153-8573<住所不要>)へ郵送または持参
〒5722-9820、☎5722-9324

所得税などの確定申告 税務署

申告期間

所得税・復興特別所得税

2/16(火)~3/15(月)

贈与税 2/1(月)~3/15(月)

個人事業者の消費税 3/31(水)まで

提出方法

次の①または②の方法で申告してください

- ①目黒税務署(〒153-8633中目黒5-27-16)へ郵送または持参
②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出
※税務署で即日発行するIDとパスワード(運転免許証などの本人確認書類持参)またはマイナンバーカード(電子証明書のパスワードが必要)で、スマートフォンなどから提出ができます
※e-Taxで提出した添付書類は、5年間の保存が必要です
☎目黒税務署(☎3711-6251<自動音声>)

申告書の作成・相談方法ほか

- スマートフォン・パソコンなどで作成
国税庁ホームページ(コード②)の確定申告書等作成コーナーで作成できます。
●申告書作成会場で作成(開設期間中、目黒税務署で申告書の作成・相談は不可)



②

Table with 3 columns: 会場, 開設期間, 受付時間. 会場: ベルサール渋谷ファースト(渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階). 開設期間: 2/12(金)~3/15(月)。土・日曜日、祝日を除く。ただし、2/21(日)・28(日)は開設。 受付時間: 8:30~16:00(相談は9:15から)

※入場には入場整理券(当日会場で配布するほか、コミュニケーションアプリLINE<ライン>で事前入手可。配布状況により、受け付けを早めに終了する場合あり)が必要です。詳細は、国税庁ホームページ(コード②)をご覧ください
※車での来場はご遠慮ください

- 税理士による無料申告相談(希望者は当日会場へ)
前年の申告書の控え、必要書類、電卓、マイナンバー(通知)カード、運転免許証などの本人確認書類、印鑑などをお持ちください。

Table with 3 columns: 日時, 会場, 対象. 日時: 2/2(火)・3(水) 9:30~15:30. 会場: 緑が丘文化会館(緑が丘2-14-23) / 総合庁舎本館2階大会議室. 対象: 小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税などの申告(土地・建物や株式等の譲渡所得を除く)

※混雑状況により受け付けを早めに終了する場合があります

- 東京税理士会目黒支部主催の無料申告相談(電話予約が必要。申告書の作成・提出は不可)

Table with 2 columns: 日時, 会場・予約先. 日時: 2/17~3/15の毎週月・水・金曜日 9:30~11:30、13:00~15:30(1人につき30分。2/22は税理士記念日相談のため相続税・贈与税なども相談可) 会場・予約先: 東京税理士会目黒支部(中目黒5-28-17-4階、☎3715-1580、☎3715-2424)

※土地・建物や株式等の譲渡所得は対象外です

申告が必要なかた

- 3年1/1現在、次の①~③のいずれかに該当するかた
①区内に住所があり、前年中に所得があった
②区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区外に住所があった
③区内に住所があり、前年中に所得がなかった、または所得が45万円以下で、次のいずれかに該当(予定者を含む)する
●国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入
●児童関連の手当・助成や電話料金の助成などを受給
●課税(非課税)証明を必要とする
※申告が必要と見込まれるかたに、1/29頃に申告書を郵送します。申告書が必要で届かない場合は、税務課へお問い合わせください

申告の必要がないかた

- 所得税の確定申告をするかた
●前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が区役所に提出されるかた

社会保険料控除

前年中に納めた次の保険料は、社会保険料控除の対象です。納付額などは、お問い合わせください。

- 国民健康保険料 国保年金課収納係(☎5722-9610、☎5722-9339)
●後期高齢者医療保険料 国保年金課後期高齢者医療係(☎5722-9838、☎5722-9339)
●介護保険料 介護保険課介護保険資格・保険料係(☎5722-9845、☎5722-9716)
●国民年金保険料 目黒年金事務所(☎3770-6421、☎3770-6849)

※要介護者の障害者控除対象者認定書の発行は、介護保険課認定審査係(☎5722-9842、☎5722-9716)へ

年金を受給しているかたへ

次のすべてに該当する場合、確定申告は不要です(控除内容に変更・追加のあるかたなどは住民税の申告が必要な場合あり)。

- 公的年金などの収入合計額が400万円以下
●公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
※上記に該当するかたで、所得税の還付を受けたい場合は確定申告をする必要があります

住民税で寄附金控除を受けたいかたへ

確定申告で、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」または「住民税・事業税に関する事項」の寄附金欄に記入が必要です。

ご注意ください

- 地区サービス事務所は、住民税申告書・確定申告書の受け付けなどを行いません
●医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です ※領収書は5年間の保存が必要です
●3年度税制改正・上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式の選択についての申告方法、納税通知書送達後の取り扱いについてなど詳細は、ホームページ(コード①)をご覧ください